復興木材安定供給等対策 (「森林整備加速化・林業再生基金」の延長)

【139,946百万円】

対策のポイント ——

復興に必要な木材を安定供給するために必要な搬出間伐の実施、路網や木 材加工施設の整備等川上から川下に至る総合的な取組を支援します。

<背景/課題>

- ・東日本大震災により、東北地方では多くの住宅等が被災するとともに沿岸部を中心と して木材加工施設等に壊滅的な被害をもたらしました。
- ・今後、本格的に被災した住宅等の復興が始まる中、被災地域だけでは賄いきれない復 興に必要な木材を全国規模で安定供給するための対策等を講じる必要があります。
- ・現下の円高状況下でも輸入材に対抗できる体制を確立し、内需振興型産業である林業、 木材産業の再生を図る必要があります。

政策目標 —

平成27年度(集中復興期間)までに復興に必要な木材を安定供給する体制 を構築

<主な内容>

平成21年度第1次補正予算で各都道府県に造成した森林整備加速化・林業再生基金を延長して、地域の課題解決に向けた以下のような取組を支援します。

- ①地域協議会の運営、調査等
- ②復興木材確保に資する間伐の実施
- ③効率的な木材生産に必要な林内路網の整備
- ④森林境界の明確化
- ⑤被災地域の復興に必要な原木を増産するための林業機械の整備
- ⑥間伐材原木等の流通コスト支援
- ⑦木材加工流通施設の体制整備
- ⑧バイオマス関連施設の体制整備

· 補助率:定額、1/2 事業実施主体:地方公共団体、森林組合、民間事業体等

、お問い合わせ先:

10 lb1			_
事業全体、①、④	林野庁計画課	(03-6744-2300	(直))
2, 3	林野庁整備課	(03-6744-2303	(直))
5	林野庁経営課	(03 - 3502 - 8055	(直))
6, 7	林野庁木材産業課	(03-6744-2294	(直))
8	林野庁木材利用課	(03-6744-2297	(直))

木材加工流通施設等復旧対策

【11.240百万円】

対策のポイント -

被災した木材加工流通施設の復旧等や特用林産施設等の復旧・再建、被災 した林業機械の復旧を支援します。

く背景/課題>

- ・被災地の一刻も早い復旧のためには、木材加工流通施設や特用林産施設等の復旧・再 建を支援することによって、地域経済の再生と雇用の創出に寄与するとともに、必要 となる木材を安定的に供給して行くことが急務です。
- ・被災した木材加工流通施設や特用林産施設等の復旧、津波により流出した林業機械に かわる高性能林業機械等の復旧・整備等を支援し、木材等の安定的な生産、供給体制 を再建します。また、地域の主要産業である林業・木材産業の活動を再開すること等 により、地域住民の雇用・生活の場を確保していくこととします。

政策目標

被災した木材加工流通施設や特用林産施設等での安定的な生産、供給体制の再建(被災した施設等の地域材95万㎡の生産能力の復旧等)

<主な内容>

1. 木材加工流通施設の復旧等

10,810百万円

被災した製材、合板、チップ工場等の施設整備(点検修理・復旧等)を支援します。

補助率:1/2

事業実施主体:森林組合、素材生産業者、木材加工業者、 林業者等の組織する団体等からなる協議会等の構成員。

2. 特用林産施設等復旧 再建対策

290百万円

(1) 特用林産施設等の復旧対策

きのこや木炭等特用林産物の生産、加工及び流通施設の復旧、被災事業者の次期 生産に必要な生産資材の購入を支援します。

(2) 放射性物質の防除対策

ほだ木の洗浄機械や簡易ハウスなど放射性物質の防除施設の整備を支援します。

(3) 種苗生産施設の復旧・整備

被災した種苗生産施設の復旧等のための廃棄、土壌分析、土壌改良、育苗機械や 施設整備等を支援します。

補助率:1/2

事業実施主体:森林組合、農事組合法人、林業者の組織する団体等

3. 林業機械の復旧

140百万円

被災地域における、被災した高性能林業機械等の復旧・整備を支援します。

補助率:1/2

事業実施主体: 森林組合、林業事業体等,

お問い合わせ先:

1の事業 林野庁木材産業課 (03-6744-2291 (直)

2 (1)、(2) の事業 林野庁経営課 (03-3502-8059 (直))

2 (3) の事業 林野庁研究・保全課 (03-3502-8243 (直))

3の事業 林野庁経営課 (03-3502-8055 (直))

木質バイオマス関連施設の整備

【9,473百万円】

- 対策のポイント ———

東日本大震災からの復興に向け、被災地において木質系震災廃棄物等をエネルギー利用するために必要な施設整備に対して支援します。

く背景/課題>

- ・東日本大震災からの復興に向けて、新しいまちづくりを推進するに当たっては、**膨大な木質系震災廃棄物をエネルギー利用**するとともに、**その処理終了後は、未利用間伐材等を活用してエネルギーを持続的かつ安定的に供給**することにより、林業の活性化や雇用の確保等を図ることが重要な課題です。
- ・このため、被災地において、**木質系震災廃棄物や未利用間伐材等をエネルギー利用するために必要な施設整備に対して支援**します。

政策目標

木質系震災廃棄物や未利用間伐材等を活用し、持続的かつ安定 的なエネルギー利用を促進

<主な内容>

被災地域において木質系震災廃棄物や未利用間伐材等を活用する木質バイオマス発電施設・熱供給施設・木質燃料製造施設等の整備に対し支援します。

補助率:1/2以内 事業実施主体:民間事業者等

[お問い合わせ先:林野庁木材利用課 (03-6744-2297(直))]

災害復興林業信用保証事業

【130百万円】

- 対策のポイント

被災した林業者・木材産業者の災害復旧・復興に必要な資金について、 保証料の負担軽減を図ります。

<背景/課題>

・東日本大震災により被災した林業者・木材産業者が、災害復旧・復興に取り組む ための資金の円滑な調達を支援する必要があります。

政策目標

災害復旧・復興に必要な資金の融通の円滑化

<主な内容>

被災林業・木材産業者の保証料負担軽減のための支援

被災林業者・木材産業者の災害復旧・復興関係資金の調達に係る保証について、 保証利用者の負担軽減を図るために保証料の助成を行います。

補助率:定額

事業実施主体:(独)農林漁業信用基金

[お問い合わせ先:林野庁企画課(03-3502-8037(直))]

森林における放射性物質拡散防止等技術検証 - 開発事業 【112百万円】

- 対策のポイント ——

集落周辺等の森林において森林施業等による放射性物質拡散防止・低減等 技術の検証・開発を行います。

<背景/課題>

・東日本大震災に伴い発生した原子力発電所事故により放射性物質に汚染された地域では、避難している住民等のふるさとへの帰還等に向けて除染等を推進することとしていますが、地域の約7割を占める森林は、水源のかん養など公益的機能を担っており、慎重な取扱いが必要です。このため、災害等による放射性物質の拡散を防止しつつ、徐々に低減させていく技術の検証・開発を行う必要があります。

政策目標

「森林の除染に関する技術指針(暫定版)」への反映

<主な内容>

1. 保育・伐採等の森林施業等に伴う放射性物質拡散防止及び低減効果の検証 3.6百万円

主間伐や枝打ち等森林施業を実施するとともに、施業実施前後の森林内、森林から流出する表面水等における放射性物質のモニタリング調査等を行い、森林施業に伴う放射性物質拡散防止、低減効果等を検証します。

2. 放射性物質の拡散防止のための森林土木技術の開発 45百万円

森林土壌の流出等を防止するための土留工や柵工、渓流における濁水防止工の設置等を実施するとともに、これら設置前後の森林内、森林から流出する表面水等における放射性物質のモニタリング調査等を行い、放射性物質拡散防止のための森林土木技術の開発等を行います。

3. 安全な木材供給のための技術開発及び木材の検査体制の検討 30百万円 森林施業に伴い生産される間伐材等の有効利用を図るため、安全な木材供給のた

めの技術開発を行うとともに、効率的な木材の検査体制の構築に向けた取組みを支援します。

補助率:定額 事業実施主体:民間団体等

お問い合わせ先:

1、2の事業 林野庁研究・保全課(03-6744-2311(直) 3の事業 林野庁木材産業課 (03-6744-2290(直))

森林・林業・木材産業に関する放射性物質緊急調査事業 【591百万円】

- 対策のポイント ——

森林内の放射性物質の詳細調査や木材製品・特用樹等への影響の調査等を 実施します。

<背景/課題>

- ・福島第1原子力発電所の周辺地域の大半は森林が占め、地域の基幹産業である林業・ 木材産業についても既に深刻な影響がみられています。
- ・放射性物質による影響は長期間にわたることから、**今後の森林・林業施策の推進に必要な知見を緊急的に収集・分析し**、復興に向けた的確な対策を進める必要があります。

- 政策目標 -

汚染実態等を的確に把握し、復興に向けた森林・林業施策を的 確に推進

<主な内容>

1. 森林内における放射性物質実態把握調査事業

50百万円

森林内に降下・付着した放射性物質について、森林内の空間分布と空間変位形成メカニズムを解明するため、樹木や土壌等の詳細調査を緊急的に実施します。

2. 安全な特用樹等の安定供給対策事業

60百万F

放射性物質が特用樹等へ与える影響に関する知見の収集・分析、福島原発周辺地域の特用樹等の放射性物質の測定・影響調査を緊急的に実施します。

3. 木材産業に係る放射性物質調査・解析事業

40百万円

原木の受け入れから木材製品の出荷までの工程における木材製品に係る放射性物質の調査・分析及び安全性の検証を実施します。

4. 森林内における放射性物質測定設備の整備

259百万円

- (1) 森林内における放射性物質の測定・分析設備等を整備します。
- (2) 作業者の安全性の確保に必要な施設等を整備します。
- 5. 森林域における放射性物質流出抑制対策調査

182百万円

放射性物質を含む土砂の崩壊・流出を抑制する治山対策を検討するため、衛星写真 や航空レーザー計測等により危険箇所を把握する調査を実施します。

補助率:1,4の事業は定額

2, 3, 5の事業は委託費

事業実施主体:1,4の事業は(独)森林総合研究所

2, 3, 5の事業は民間団体

お問い合わせ先:

1、4の事業 林野庁研究・保全課 (03-3501-3845 (直))

2の事業 林野庁経営課 (03-3502-8059 (直))

3の事業 林野庁木材産業課 (03-6744-2290 (直))

5の事業 林野庁治山課 (03-3502-8208 (直))